

# くらしに役立つ制度紹介



# 生活福祉資金の活用を

## 米原市民報

日本共産党米原市議団  
清水隆徳 Tel.52-1969  
藤田正雄 Tel.55-1128  
太田幸代 Tel.54-2286

<http://www.jcp-maibarashigidan.com>

今回は、生活福祉資金について掲載します。いろいろな生活の中で、資金が必要な場面があります。社会福祉協議会が窓口となっていて、相談してみてもいいと思います。病気で突然資金が必要になった時や教育費で多額のお金が必要になった時など、相談することをお勧めします。限度額や償還方法もまちまちです。

【問】病気で仕事を休み生活費に困っています。働き出せば、元の生活に戻れると思うのですが、利用できる貸付金はありませんか。

【答】生活福祉資金があります。利用できるのは、低所得者や障害者、高齢者が生活や仕事で「独立自活」するため必要なときに利用できます。この制度は、厚生労働省の「生活福祉資金の貸付制度要綱」に基づいて、都道府県社会福祉協議会が行うものです。

資金の種類は大きくは①総合支援資金、②福祉資金、③教育支援資金、④不動産担保型生活資金の4種類あります(表1参照)。

### 収入基準は地域の实情に応じて

【問】利用できる人は限られているのですか。

【答】身体障害者や知的障害者、精神障害者のいる世帯は、所得制限はありません。それ以外の世帯については、おおむね市区町村住民税非課税程度とされていますが、「地域の实情に応じて決める」ため、都道府県によって違います。滋賀県の場合は生活保護基準の1.7倍収入の世帯を対象としています。介護を必要とする高齢者がいる世帯では、4人家族で600万円以下の収入が目安です。

【問】私の場合、借りられるでしょうか。

【答】おおよそ目安にあえば、

### 必要な時に素早く貸し付けを

【問】すぐに借りられますか。

【答】この事業の窓口は市の社会福祉協議会ですが、審査は県の社会福祉協議会になり、決定に時間がかかる問題があります。「生活福祉資金(総合支援資金)運営要領」には「この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の实情に即した効率的かつ効果的な運営を行っても差支えない」とあります。必要な時に素早く貸し付けを求めることが必要です。詳しくは社会福祉協議会にお尋ね下さい。

### 雑感

米原市議会環境事業対策特別委員会では、7月26・27日、大阪ビジネス



表1、生活福祉資金の種類

4 不動産担保型生活資金	3 教育支援資金	2 福祉資金	1 総合支援資金
不動産担保型生活資金	教育支援資金	福祉費	生活支援費
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	就学支援資金	緊急小口資金	住宅入居費
			一時生活再建費